

企 発 第 154 号

平成 18 年 11 月 15 日

企業会計基準委員会 御中

社団法人 日本貿易会  
経 理 委 員 会

「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い（案）」  
に関するコメントについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

10月27日に貴会より公表されました論点整理につきまして、当会において検討致しました結果、次の通り意見を提出させて頂きますので、今後の審議においてご配慮頂きたく、よろしくお願ひ申し上げます。

敬具

Q1 および Q3

- ・ 制度の終了の時点に関して「退職給付制度の終了の時点は当該施行日（改訂された規程や規約の適用が開始される日）」とあるが、実務上の観点からは「改訂された規程や規約の適用が開始される日」では消滅する債務が厳密には確定していないことが多く、最終的に消滅債務額が確定したときに追加で損益が発生することがあること、および米国基準では年金資産の支給/分配が行われた時点で終了を認識することになっており、損益の認識時点が異なるため米国会計基準に基づき財務諸表を作成する場合には調整が必要であることから、年金資産の支払/分配が行われたときに日本基準も終了の認識をするように検討をおこなっていただきたい。

Q5

- ・ 移行部分に該当する退職給付債務の額や支払予定額が正確に確定しない場合は、見積金額によって処理することとしているが、見積もりが不可能な場合も考えられるため、Q10の回答にあるように、見積りが不可能の場合は注記による対応も認めるべきと考える。

Q9

- ・ 回答では「これまで認識されていなかった退職給付債務及び年金資産が新たに認識されることになるが、ここで認識される未積立退職給付債務の額（又は年金資産が退職給付債務を超える額）については、移行の時点において一時の損益（原則として、特別損益）

として処理することとなる。」としているが、遅延認識を選択適用できることも検討頂きたい。

- ・ 「原則法を採用していた場合における退職給付制度間の移行のように、過去勤務債務として会計処理することは適当ではなく、また、当該未積立退職給付債務等を未認識過去勤務債務、未認識数理計算上の差異、会計基準変更時差異の未処理額又はこれら以外の要因による過不足額に合理的に区分することは困難であり、このような項目を区分して遅延認識することも適当ではないと考えられる」とあるが、当該未積立退職給付債務等が発生する原因は未認識過去勤務債務、未認識数理計算上の差異、会計基準変更時差異によるところがほとんどであることを考えれば、無理に区分しなくとも、例えば、一律、未認識数理計算上の差異として取り扱って、遅延認識処理をしていくことを認めても良いのではないかと。
- ・ 同様に、「移行に伴って追加的な拠出が求められる場合には、当該要拠出額を費用として認識した後で原則法の採用による未積立退職給付債務等の額を処理する。このとき、当該要拠出額については、損益計算書上、上記の一時の損益に含めて処理することとなる。」、（小規模企業等における簡便法を採用する場合）「例外処理を採用していた確定給付年金制度（複数事業主制度）から他の確定給付年金制度への移行に際して、移行後の処理に小規模企業等における簡便法を採用することとなる場合についても、移行時における未積立退職給付債務の額（又は年金資産が退職給付債務を超える額）は一時の損益として処理することとなる。」とあるが、これも、遅延認識を選択適用できることを認めてはどうか。

#### Q10

- ・ 損失見積額を当期の費用として計上とあるが、具体的な損益項目（特別損益であるか退職給付費用であるか）を明示して頂きたい。Q9同様原則として特別損益でよいかの確認。

#### その他

- ・ 複数事業主制度からの移行等の会計処理につき、設例を記載願いたい。（今回追加部分の設例）
- ・ 今後、退職給付会計基準の適用そのものの見直しが検討されるものと考えますが、多様化する退職給付制度に合わせ、実務上の混乱を避ける為にも早急に整備願いたい。
- ・ Q5の意見にも記載したが、他のパートでも損失等の発生等の可能性、金額の合理的見積もりの可能性(信頼性)、見積額の重要性、等によっては会計処理による対応だけでなく注記による対応も認めるべきものがあると考えられる為、検討いただきたい。

以 上